

自転車の安全利用について

・ヘルメットを着用しましょう

改正道路交通法の施行により、令和5年4月1日から自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されました。

自転車のヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比べて高くなります。

ヘルメットを**着用**していれば助かる**命**があります。

自転車を利用するときは、ヘルメットを着用しましょう。

神戸町では自転車乗車用ヘルメットの購入費用の一部を補助しています。

ホームページの防犯・防災

→交通安全運動

→自転車乗車用ヘルメット購入補助事業とリンク付けをお願いします。

・自転車保険に加入しましょう

岐阜県では、「岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を制定し、令和4年10月1日からは、自転車を利用する方、自転車を業務で利用する事業者、自転車貸付業者の皆さまに対して、自転車損害賠償責任保険等への加入を義務としました。

自転車保険に入っているか、また入っている場合はどんな補償が受けられるかを確認し、自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。

こんな**高額**損害**賠償**事例がありました。

坂道を下ってきた小学5年生の自転車が歩行中の女性と正面衝突・・・

歩行者の女性は意識が戻らない重傷を負いました。

監督責任を問われた保護者に

約9,500万円の支払い命令が出されました。

自転車安全利用五則

1. 車道が原則左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
2. 交差点では信号と一時停止を守って、
安全確認
3. 夜間はライトを点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. **ヘルメットを着用**

お問い合わせ

総務課 地域安全係（窓口24） TEL：0584-27-0171